

2022年度 東京土建国保の保険料減免

昨年に続き、コロナウイルスの影響等により、収入が減少した方などに対して、保険料の減免を行いません。

2021（または2019）年の収入と比較し、今年の**収入見込みが30%以上減少**する方は保険料が減免されます。
減免月数（最大4か月分）は収入の減少率に応じて決定されます。下記の計算式で確認していただき、該当する場合は支部事務所まで申請をお願いします。なお、**申請の期限は11月14日（月）17:00**までとなります。

①2021年と2019年の収入	【A（2021年） _____ 円】 【A（2019年） _____ 円】										※収入はコロナ関連などの給付金を除いた金額で計算します
②2021年の収入見込みの計算 ※経過した月のみ算入できます	2年1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	
	連続した6か月分を合計して2倍します		（【 _____ 】 + 【 _____ 】 + 【 _____ 】 + 【 _____ 】 + 【 _____ 】 + 【 _____ 】） × 2 = 【B _____ 円】								
③引き算します	A - B = 【C _____ 円】 ※必ず 2021年 のAから先に計算してください。										
④減少率の計算	$C \div A \times 100$ 【D = _____ %】										
⑤申請に必要なもの【事業収入のある方】	1、令和3（2021）年の収入がわかるもの【確定申告書など】 2、2022年の収入が確認できる書類【売上台帳・請求書など】 3、令和1（2019）年の収入がわかるもの【確定申告書など】 ※3は2019年の収入と比較する方のみ必要です										←Dが30%以上になれば減免申請ができます。2021年のAを使って30%以上にならなかった方は、2019年のAを使って再度計算してください。
⑤申請に必要なもの【給与等の収入の方】	1、令和3（2021）年の収入がわかるもの【課税証明書・住民税の納税通知書】 2、2022年の収入が確認できる書類【給与明細・賃金台帳など】 3、令和1（2019）年の収入がわかるもの【課税証明書・住民税の納税通知書】 ※3は2019年の収入と比較する方のみ必要です										